

最高裁民二第2438号

(庶ろ-03)

令和2年8月28日

地方裁判所長 殿

最高裁判所事務総局民事局長 門田友昌

民事事件担当裁判官等協議会の開催について（通知）

標記の協議会の開催について、別紙のとおり高等裁判所長官に連絡しました。

(別紙)

(庶ろー03)

令和2年8月28日

高等裁判所長官 殿

最高裁判所事務総局民事局長 門田友昌

民事事件担当裁判官等協議会の開催について（事務連絡）

標記の協議会の開催については、3月11日付け最高裁民二第948号民事局長通達「民事事件担当裁判官等協議会の開催について」で通達しましたが、新型コロナウィルス感染症に関する状況等に鑑み、必要な感染防止策を講じる観点から、具体的な開催方法を検討するに当たっては、テレビ会議システムを用いて各地方裁判所間を相互に接続する方法を用いることや、上記通達にかかわらず出席者を限定することなどを柔軟に検討してください。

なお、地方裁判所長には、この事務連絡の趣旨を別途通知しました。